

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	400,000,000
計	400,000,000

##### ②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2020年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (2020年7月6日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	157,239,691	157,239,691	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	157,239,691	157,239,691	—	—

#### (2)【新株予約権等の状況】

##### ①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

##### ②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### ③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

#### (4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
1990年4月1日～ 1991年3月31日 (注)	80	157,239	46	7,904	46	8,317

(注) 転換社債の株式への転換による増加であります。

#### (5)【所有者別状況】

2020年3月31日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数100株)							単元未満 株式の 状況(株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	1	20	21	99	182	7	3,137	3,467	—
所有株式数(単元)	1	68,473	2,897	721,547	488,521	32	290,658	1,572,129	26,791
所有株式数の割合 (%)	0.00	4.36	0.18	45.90	31.07	0.00	18.49	100.00	—

(注) 1 自己株式21,786,562株は、「個人その他」に217,865単元、「単元未満株式の状況」に62株含まれております。

2 「その他の法人」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が10単元含まれております。

## (6) 【大株主の状況】

2020年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合(%)
日産自動車株式会社	神奈川県横浜市神奈川区宝町2	67,726	50.00
エムエルアイ フォークライアントジ ェネラル オムニノンコラテラルノン トリーティーピービー (常任代理人 メリルリンチ日本証券 株式会社)	MERRILL LYNCH FINANCIAL CENTRE 2 KING EDWARD STREET LONDON EC1A 1HQ (東京都中央区日本橋1丁目4-1日本橋一 丁目三井ビルディング)	21,000	15.50
ゴールドマンサックスインターナショ ナル (常任代理人 ゴールドマン・サック ス証券株式会社)	PLUMTREE COURT, 25 SHOE LANE, LONDON EC4A 4AU, U. K. (東京都港区六本木6丁目10番1号六本木ヒ ルズ森タワー)	11,583	8.55
イーシーエム エムエフ (常任代理人 立花証券株式会社)	PO BOX1586 3RD FLOOR, ROYAL BANK HOUSE, 24 SHEDDEN ROAD, GEORGE TOWN, GRAND CAYMAN KY1-1110 CAYMAN ISLANDS (東京都中央区日本橋茅場町1丁目13-14)	7,182	5.30
日産車体取引先持株会	神奈川県平塚市堤町2番1号	2,842	2.10
日本マスタートラスト信託銀行株式会 社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	2,016	1.49
日本トラスティ・サービス信託銀行株 式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	1,138	0.84
ジェービー モルガン チェース バ ンク 385151 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決 済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF LONDON E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2丁目15-1品川インター シティA棟)	976	0.72
日本トラスティ・サービス信託銀行株 式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8-11	840	0.62
日本トラスティ・サービス信託銀行株 式会社(信託口5)	東京都中央区晴海1丁目8-11	804	0.59
計	—	116,111	85.72

(注) 2020年4月3日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、エフィッシモ キャ  
ピタル マネージメント ピーティーイー エルティーディーが2020年3月30日現在で以下の株式を所有して  
いる旨が記載されているものの、当社として2020年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができな  
いため、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
エフィッシモ キャピタル マネージ メント ピーティーイー エルティー ディー	260 オーチャードロード #12-06 ザヒーレン シンガポール 238855	40,199	25.57

## (7) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

2020年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 21,786,500	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 135,426,400	1,354,264	—
単元未満株式	普通株式 26,791	—	一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	157,239,691	—	—
総株主の議決権	—	1,354,264	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が1,000株含まれております。  
また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数10個が含まれております。

## ② 【自己株式等】

2020年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 日産車体(株)	神奈川県平塚市 堤町2番1号	21,786,500	—	21,786,500	13.86
計	—	21,786,500	—	21,786,500	13.86

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	250	244,111
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 当期間における取得自己株式には、2020年7月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 ( — )	—	—	—	—
保有自己株式数	21,786,562	—	21,786,562	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、2020年7月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

## 3 【配当政策】

当社は、収益基盤及び財務体質の改善に努力し、安定した配当を継続的に行うことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針とし、配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

当事業年度の剰余金の配当については、継続的な安定配当の基本方針のもと、中間配当（1株当たり6.50円）と合わせ1株当たり13円としております。

内部留保資金の用途については、新車や生産性向上のための設備投資などに有効活用し、財務体質の充実・強化を進めることとしております。

なお、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2019年11月12日 取締役会決議	880	6.50
2020年6月24日 定時株主総会決議	880	6.50

#### 4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

##### (1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

###### ① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

企業価値を継続的に向上させるために、経営陣の説明責任を明確にし、株主をはじめとするすべてのステークホルダーに向けた適時適切な情報開示を行うこと、さらに、内部統制システムの整備により、業務の適正と経営の透明性を維持することが重要であると考えております。

###### ② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

###### a. 企業統治の体制の概要

当社は、法令に基づく会社の機関として取締役会を設置し、会社の重要な業務執行の決定及び個々の取締役の職務の執行の監督を行っております。また、監査役会を構成する監査役は、取締役の職務の執行を監査しております。さらに、意思決定の迅速化・効率化を図るため、取締役会の構成をスリムなものとし、業務執行については執行役員制度をしいて、明確な形で執行役員及び使用人に権限移譲しております。

取締役は6名で、うち2名は社外取締役かつ株式会社東京証券取引所で定める独立役員であります。取締役会は原則月1回開催し、重要な経営事項を決定しております。

取締役会には、独立社外取締役が過半数を占める以下の2つの委員会を設置しております。

###### 1. 指名・報酬委員会

取締役会からの諮問に応じ、指名・報酬等に関する以下の事項について審議し、取締役会に答申しております。

- 1) 代表取締役の選定・解職と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
- 2) 株主総会に付議する取締役・監査役の選任及び解任議案
- 3) 社長（最高経営責任者）の後継者計画
- 4) 取締役の報酬等の決定方針
- 5) 取締役が受ける個人別の報酬等の内容
- 6) その他、前各号に関して取締役会が必要と認めた事項

###### 2. 取引モニタリング委員会

取締役会からの諮問に応じ、関連当事者との一定の重要な取引について審議し、取締役会に答申しております。

加えて原則週1回開催する執行役員会議において、業務執行に伴う個別具体的な経営課題を協議しております。

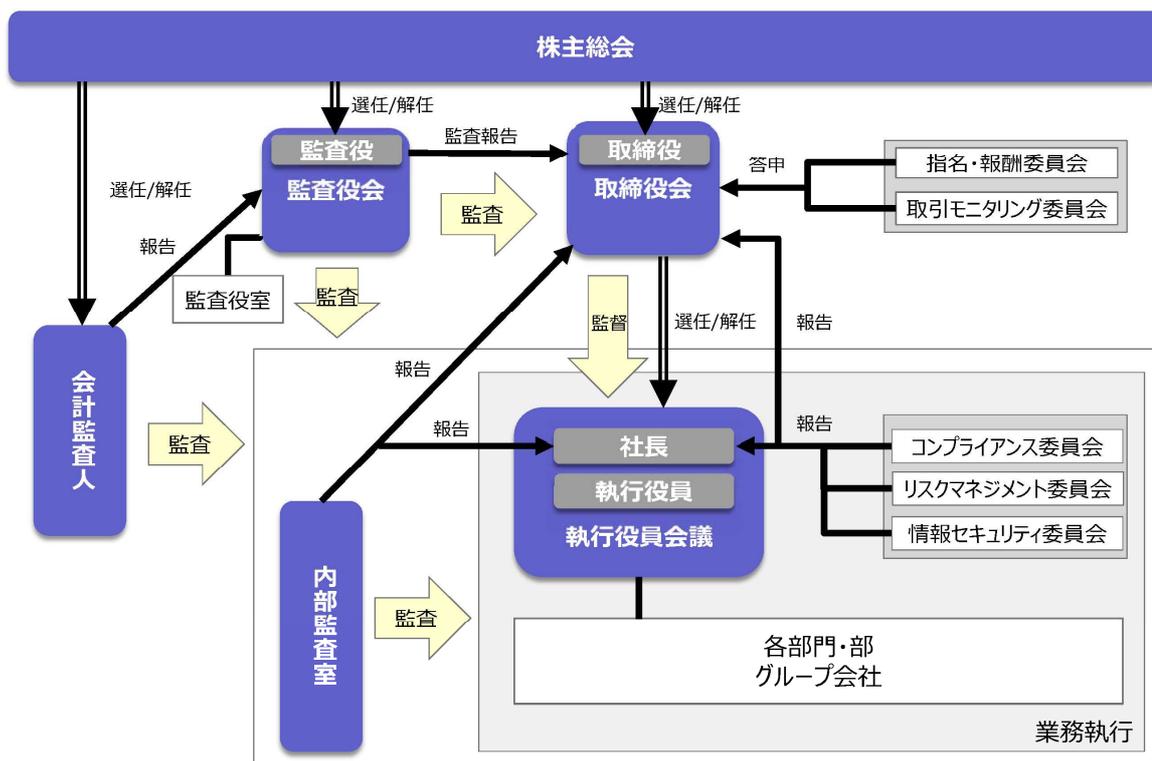
一方、監査役は3名で、うち社外監査役2名を選出しており、そのうち1名は株式会社東京証券取引所で定める独立役員であります。取締役会への出席等、監査役会が定めた監査方針に従い、取締役の業務執行全般にわたり監査を行っております。

機関ごとの構成員は次のとおりであります。（◎：議長、○：出席者）

氏名	当社における地位	取締役会	監査役会	執行役員会議	指名・報酬委員会	取引モニタリング委員会
吉村東彦	代表取締役社長	◎		◎	○	
馬淵雄一	取締役	○		○		
大塚裕之	取締役	○		○		
小滝晋	取締役	○		○		
市川誠一郎	社外取締役	○		○	◎	◎
今井雅之	社外取締役	○		○	○	○
浜地利勝	監査役	○	◎	○		
池田鉄伸	社外監査役	○	○	○		
井上泉	社外監査役	○	○			○

(注) 執行役員会議には、上記の取締役、監査役に加え、執行役員3名及び理事7名が出席しております。

当社のコーポレート・ガバナンスの体制は次のように図示されます。



b. 当該体制を採用する理由

当社は、取締役会における活発な議論等を通じて、取締役の業務執行の相互監督に務めております。さらに取締役に対する十分な監視機能を発揮するため監査役3名中の2名を社外監査役とし、取締役会その他重要な会議への出席、取締役等からの事業報告の聴取、重要書類の閲覧等を通じて取締役の職務執行を監査しております。また、監査役中1名を独立役員とすることで、客観的、中立的立場からの監視機能をさらに強化しております。さらに、当社は2020年1月28日に取締役会の諮問機関として、委員の過半数を独立社外取締役で構成する任意の指名・報酬委員会と取引モニタリング委員会を設置しております。取締役の報酬等の決定方針、取締役が受ける個人別の報酬等の内容、及び関連当事者との一定の重要な取引につきましては、各委員会において取締役会からの諮問に応じて審議を行い、取締役会に答申しております。これらにより、経営監視機能が十分に機能しているため、現状の体制としております。

### ③ 企業統治に関するその他の事項

#### a. 内部統制システムの整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役会において、次のとおり当社の内部統制システム（会社の業務の適正を確保するための体制）を整備することを決議しております。

##### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社の取締役及び使用人が社会的良識を持って行動することの重要性を認識し、法令を遵守すること及び公正な業務運営の確保に向けて、「日産車体行動規範～わたしたちの約束～」を制定し、社内研修等を通じて内容の周知・徹底を図るとともに、行動規範遵守に関する誓約書を交わします。さらに、当社グループ会社においても、当社の行動規範の下に、それぞれの当社グループ会社で適用される個別の行動規範を策定し、同様に周知・徹底を図ります。

また、内部監査室は、当社及び当社グループ会社に対し、法令及び定款の遵守状況等の監査を行います。

コンプライアンス（法令等の遵守）上の問題については、当社及び当社グループ会社の使用人が直接かつ容易に意見・質問・要望及びコンプライアンス違反の疑いのある行為等について、社内外の窓口へ情報提供できる内部通報制度を導入し、問題の早期発見と是正を行います。特に行動規範に抵触すると思われる事項の報告を受けた場合は、直ちに当社の「コンプライアンス委員会」もしくは当社グループ会社の「コンプライアンス委員会」において速やかに対策を審議し実行に移します。なお、「コンプライアンス委員会」の活動は、毎月執行役員会議に報告します。

反社会的勢力に対しては、会社として毅然とした態度で臨みます。当社及び当社グループ会社の取締役及び使用人は、万一何らかのアプローチを受けた場合は、速やかに上司並びに関連部署に報告し、その指示に従います。取締役及び使用人は、業務遂行上、直接・間接を問わず、詐欺・恐喝等の不正・犯罪行為に関わることなく良識ある行動をとります。また、そのおそれがある事態に遭遇した場合は、毅然とした態度で臨むと同時に、速やかに上司並びに関連部署に報告し、その指示に従います。

さらに、当社及び当社グループ会社は、金融商品取引法及び関連する規則や基準に基づき、財務報告の信頼性を確保するための内部統制の仕組みの強化に努めます。

##### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社及び当社グループ会社の株主総会議事録及び取締役会議事録や職務権限基準に基づいて意思決定された決裁書その他の決定書面については、当社及び当社グループ会社ごとに法令及び社内規程に従い保存し管理します。取締役及び監査役あるいは業務上の必要がある使用人は、これらの書面を閲覧することができます。

また、当社及び当社グループ会社は「情報セキュリティ・ポリシー」を定め、当社及び当社グループ会社の情報の適切な保管・管理を徹底し、情報の漏洩や不適切な利用を防止します。さらに、当社及び当社グループ会社ごとに「情報セキュリティ委員会」を設置し、全社的な情報セキュリティを総合的に管理するとともに、情報セキュリティに関する意思決定を行います。

##### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び当社グループ会社は、事業の継続を阻害する事項や、ステークホルダーの安全・安心を脅かすリスクをいち早く察知し、評価して必要な対策を検討・実行することにより、発生の未然防止に努めるとともに、万一発生した場合の被害の最小化や再発防止に努めます。

当社及び当社グループ会社のリスクマネジメントについては、当社取締役社長を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を設置し、具体的対策を講じるとともに、その進捗を継続的に管理します。

リスク管理の推進にあたって、当社の主要なリスクである環境・品質・安全等については、「環境委員会」・「品質委員会」・「安全会議」等の専門委員会や会議を定期的開催し、併せて、規程・基準・マニュアル等を整備し、その教育等を通じて周知・徹底に取り組み、発生の未然防止、万一発生した場合の被害の最小化及び再発防止に努めます。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

当社は、法令に基づく会社の機関として取締役会を設置し、会社の重要な業務執行の決定及び個々の取締役の職務の執行の監督を行います。また、監査役会を構成する監査役は、取締役の職務の執行を監査します。

意思決定の迅速化・効率化を図るため、取締役会の構成をスリムなものとし、業務執行については執行役員制度をしいて、明確な形で執行役員及び使用人に権限委譲します。

また、執行役員等によって構成される執行役員会議を原則週1回開催し、業務執行に伴う個別具体的な経営課題を協議します。

業務分掌を定めることにより各部の役割と責任を明確にするとともに、職務権限基準を策定して意思決定を行う権限を有する者と意思決定プロセスを明確にすることにより、業務執行の効率化を図ります。また、当社グループ会社においても、明確で透明性の高い業務分掌及び職務権限基準を策定します。常に迅速で効果的な意思決定が確保されるよう、それらの業務分掌及び職務権限基準は、当社及び当社グループ各社で定期的に必要の見直しを行います。

また、当社は、中期経営計画及び年度事業計画の策定を通じ、経営方針と事業目的を具体化し、当社及び当社グループ会社と共有することにより、効率的かつ効果的な業務執行を行います。

#### 5. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

##### 1) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

当社は、整合性のとれた効率的なグループ経営を行うため、親会社及び当社グループ会社との間で、それぞれ定期的に会議体を開催し、当社の経営方針や情報の共有化を図ります。また、当社の各機能部署は、当社グループ会社の対応する機能部署との連携を強化し、整合性のとれた効率的なグループとしての業務運営を行います。

##### 2) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社グループ会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」に記載する取組み等を行います。なお、当社の行動規範は、親会社の行動規範に準拠し、コンプライアンスや情報セキュリティなどに関する理念の統一を図ります。加えて、親会社に対して直接情報提供できる内部通報制度を設けます。

また、必要に応じて当社の取締役又は使用人が、当社グループ会社の取締役又は監査役を兼務し、業務執行並びに会計の状況等を定常的に監視監督します。

さらに、当社の監査役は、連結経営の観点から、当社グループ全体の監査が実効的に行えるよう定期的に「関係会社監査役連絡会」を開催し、情報及び意見の交換を行います。

##### 3) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループ会社の損失の危険を管理するため「3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制」に記載する取組み等を行います。

##### 4) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、上記1)ないし3)に記載する複数のルートを通じて、当社グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項のうち重要な事項の報告を求め、その把握に努めます。

#### 6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に対する当社の監査役の指示の実効性の確保に関する事項

当社の監査役による監査の実効性を高め、かつ監査職務を円滑に行うことができるよう、監査役の職務を補助すべき組織として監査役室を設置し、管理職等の使用人を配置し、監査役の指揮命令の下にその職務を遂行します。また、当該使用人の取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の任免、人事評価、異動及び懲戒処分等については、予め監査役会の同意を要するものとします。

7. 当社の監査役への報告に関する体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 1) 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制
- 当社の取締役及び使用人は、当社及び当社グループ会社の経営に重大な影響を及ぼした事項、又はそのおそれのある事項、行動規範への重大な違反行為、又はそのおそれがある行為、及びこれらに準じる事項を発見したときは、速やかに当社の監査役に報告します。当社の取締役及び使用人は、当社の監査役から業務の執行状況について報告を求められた場合、迅速に対応します。
- また、当社の監査役は、年度業務監査計画に基づき当社及び当社グループ会社の重要な意思決定及び業務執行状況を把握できるよう、取締役会のほか、執行役員会議への代表監査役の参加を確保するとともに、監査役の定期的な業務ヒアリングの際に職務の遂行状況や検討課題の報告を受けます。また、内部監査室は監査計画や監査結果を当社の監査役に定期的に報告します。
- 2) 子会社の取締役、監査役その他の役員等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
- 当社グループ会社の取締役、監査役その他の役員等及び使用人は、当社監査役に報告すべき事項が発生した場合、速やかに、当社の取締役及び使用人に報告を行い、報告を受けた当社の取締役及び使用人は、当該事項について、当社の監査役に対して報告を行います。
- また、当社グループ会社の取締役、監査役その他の役員等及び使用人は、当社の監査役から業務の執行状況その他について報告を求められた場合、迅速に対応します。
- 3) 上記1)ないし2)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当該報告をしたことを理由とする不利な取扱いを禁止するものとし、当該報告をした者を保護するために必要な措置をとるとともに、そのような不利な取扱いを行った者に対しては、懲戒処分を含めた厳正な対処を行うものとします。
8. 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査役からその職務の執行について費用の前払や債務の弁済等の請求を受けた場合、会社法に従い、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要なことを証明できる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するとともに、毎年度、必要と認められる一定額の監査費用予算を設けます。
9. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- 当社は、当社の監査役のうち半数以上を社外監査役とし、定期的を開催する「監査役会」及び「監査役連絡会」において監査役相互の情報・意見交換を通じて課題を共有するとともに、必要に応じて随時協議を行います。監査役と取締役社長は、定期的な会合を設け、経営状況や会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクなどについて幅広く情報・意見交換を行います。監査役は、監査法人から定期的に監査報告を受けます。
- b. リスク管理体制の整備の状況
- 上記a. 3. に記載したとおりです。
- ④ 責任限定契約の内容の概要
- 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限定額を限度とする契約を締結しております。
- ⑤ 取締役及び監査役責任免除
- 当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

⑥ 中間配当の決定機関

当社は、株主への機動的な利益還元ができるよう、取締役会の決議によって中間配当を実施することができる旨を定款に定めております。

⑦ 取締役の定数

当社の取締役は4名以上とする旨を定款に定めております。

⑧ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

⑨ 自己の株式の取得

当社は、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式の取得をすることができる旨を定款に定めております。

⑩ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議について議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。



役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役 常勤	浜地 利勝	1957年11月7日生	1981年4月 当社入社 2006年4月 当社経営管理部計画推進室長 日産自動車(株)関係会社管理部主管兼務 2008年4月 当社理事、経営管理部長 2010年4月 当社執行役員 2012年6月 当社取締役執行役員 2015年4月 当社取締役常務執行役員 2017年4月 当社取締役専務執行役員 2018年6月 当社監査役(現)	2020年 6月から 4年間	11
監査役 常勤	池田 鉄伸	1955年1月30日生	1977年4月 (株)横浜銀行入行 2004年3月 同行執行役員 2007年6月 同行代表取締役 2008年11月 浜銀T T証券(株)取締役社長 2015年6月 スカイオーシャン・アセットマネジメント(株)取締役社長 2018年6月 日産自動車(株)監査役(常勤) 2019年6月 日産ネットワークホールディングス(株)監査役(非常勤)(現) // 6月 当社監査役(現) // 6月 (株)オーテックジャパン監査役(非常勤)(現)	2019年 6月から 4年間	1
監査役	井上 泉	1948年7月17日生	1972年4月 安田火災海上保険(株)入社 2002年6月 同社取締役コンプライアンス部長 2003年6月 (株)損害保険ジャパン取締役常務執行役員 2005年10月 東日本高速道路(株)監査役(常勤) 2010年11月 同社顧問 2011年6月 (株)ネクスコ東日本リテイル顧問 2013年4月 (株)ジャパンリスクリューション取締役社長(現) 2015年6月 当社監査役(現)	2019年 6月から 4年間	5
計					36

- (注) 1 取締役市川誠一郎、今井雅之は、社外取締役であります。
- 2 監査役池田鉄伸、井上泉は、社外監査役であります。
- 3 当社では、スリムな取締役会における意思決定の迅速化と、業務執行を担う執行役員に対する権限委譲による業務執行の効率化を狙いとして執行役員制を導入しております。  
執行役員は8名で、上記の取締役吉村東彦、馬淵雄一、大塚裕之、小滝晋の4名の他に、中西弘幸、高木昌弘、矢部雅之、興津学の4名で構成されております。
- 4 当社は、法令で定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役を1名選出しております。補欠監査役の略歴は以下のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)
伊藤 智則	1964年2月29日生	1986年4月 (株)横浜銀行入行 2008年4月 同行融資2部長 2009年4月 同行経営企画部協会担当部長 2011年6月 同行経営管理部長 2012年5月 同行執行役員 2016年4月 (株)横浜スタジアム常務取締役 2017年8月 横浜信用保証(株)顧問 2018年5月 (一社)神奈川経済同友会専務幹事(現) 2019年6月 ジャイトコ(株)監査役(現) // 6月 当社補欠監査役(現)	—

② 社外役員の状況

当社の社外取締役は2名、社外監査役は2名であります。

社外取締役市川誠一郎氏はサッポロビール株式会社の元取締役専務執行役員でありましたが、同氏本人及び同社と当社の間には資本関係及び取引関係はなく、特別な利害関係もありません。同氏は異業種企業における長年の経験を通じ、会社経営、コーポレート・ガバナンスに関する豊富で幅広い見識を有しており、社外取締役としてふさわしいと判断し、選任しております。

社外取締役今井雅之氏は神奈川中央交通株式会社の取締役常務執行役員であります。同氏本人及び同社と当社の間には資本関係はなく、特別な利害関係もありません。当社は、同社が提供するバス、タクシー、ホテルサービスを一般利用者として利用しておりますが、2019年度における同社の当社に対する売上高は極めて僅少（年間連結売上高比率1%未満）であり、当社から同社に対する売上はありません。また、同氏は現職の神奈川中央交通株式会社において企業財務・経理部門の業務に携わり、同部門の豊富な知識及び経営者として幅広い見識を有しており、社外取締役としてふさわしいと判断し、選任しております。

社外監査役池田鉄伸氏は当社の親会社である日産自動車株式会社の監査役（常勤）でありました。同社は当社議決権の50.0%を所有しており、同社と当社の間には自動車の生産受託等の取引関係はありますが、同氏本人と当社とに特別な利害関係はありません。また同氏は、株式会社横浜銀行の代表取締役でありましたが、同氏本人及び同行と当社の間には資本関係はなく、特別な利害関係もありません。同行からの借入金はなく、預金等通常の銀行取引はありますが、2019年度に当社が同行に支払った手数料等の額は僅少（年間経常収益比率1%未満）であり、当社から同行に対する売上はありません。また当社と同氏が所属していた他の会社との間に資本関係及び取引関係はありません。同氏は金融機関における長年の経験を通じ、財務・会計及び会社経営に関する豊富で幅広い見識を有しており、社外監査役としてふさわしいと判断し、選任しております。

社外監査役井上泉氏は株式会社損害保険ジャパン（現：損害保険ジャパン株式会社）の元取締役常務執行役員であり、現在、株式会社ジャパンリスクソリューション取締役社長であります。同氏本人及び両社と当社の間には資本関係はなく、特別な利害関係もありません。当社と損害保険ジャパン株式会社との間には保険契約取引がありますが、2019年度に当社が同社に支払った保険料の額は僅少（年間経常収益比率1%未満）であり、当社から同社に対する売上はありません。なお同氏は2005年まで同社に在籍しておりましたが、相当期間（10年超）が経過しております。また、当社と同氏は所属していた他の会社との間に資本関係及び取引関係はありません。同氏は、損害保険業界等における長年の経験を通じ、会社経営、事業活動に伴うリスク管理、コーポレート・ガバナンスに関する豊富で幅広い見識を有しており、社外監査役としてふさわしいと判断し、選任しております。

当社は、社外取締役及び社外監査役の独立性に関する具体的数値基準は定めていないものの、株式会社東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等も勘案した上で、コーポレート・ガバナンスの充実・向上に資する者を選任することにしております。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役、及び社外監査役は取締役会に出席し、取締役会の意見形成の水準向上に資するよう、議案や報告に対して豊富な知識と経験を基に必要に応じて意見を述べております。また、執行役員会議等、重要な会議体へ出席して経営情報を徴取する他、補助使用人を通じて資料を入手するなどしております。こうして入手した情報は、原則月1回開催している社外取締役と社外監査役が出席する連携会議における論議の材料として、業務執行取締役や内部監査室の計画や報告の説明を受ける際に活用しております。

また、監査役と会計監査人は、四半期ごとの会計監査説明及び意見交換を実施し、会計監査の過程、あるいは監査役監査で発見した事象に対する情報交換や今後の対応についての意見交換を実施しております。その他、内部統制部門に対して定期的な連携、もしくは発見事項に対する取り組みの経緯や結果をそれぞれ徴取しており、その内容を互いに共有し、会計監査報告、監査役監査報告へ向けた意見形成を行っております。

### (3) 【監査の状況】

#### ① 監査役監査の状況

当社の監査役の構成は、常勤監査役2名、非常勤監査役1名であります。監査役は、監査役会を原則月1回定期的に開催し、当社における内部統制システムの整備及び運用状況について協議を実施しており、年度ごとに設定する監査役監査の重要テーマを主要な検討事項としております。19年度は重要テーマを「完成検査に係る不適切な取扱い」の再発防止、及び「内部統制システムの維持強化」といたしました。監査役会の他にも、監査役相互の情報・意見交換を通じて課題を共有するとともに、必要に応じて随時協議を行っております。19年度は監査役会を15回実施し、浜地利勝は15回（100%）、池田鉄伸は11回（就任後100%）、井上泉は14回（93%）出席しております。また、原則月1回開催する取締役会には監査役全員が出席することにしており、19年度は、浜地は19回（100%）、池田は11回（就任後100%）、井上は18回（95%）出席し、監査役会が定めた監査方針に従い、取締役の業務執行全般にわたり監査を行っております。その他、原則週1回開催する執行役員会議には、常勤監査役浜地利勝及び池田鉄伸が出席し、必要に応じて意見を述べるとともに、社内各部署の業務執行状況について監査を実施しております。また、監査役会は取締役社長との定期的な会合を設けて、経営状況や会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクなどについて幅広く情報・意見交換を行っております。

また、当社の監査役による監査の実効性を高め、かつ監査職務を円滑に行うことができるよう、監査役の職務を補助すべき組織として監査役室を設置して管理職等の使用人を配し、監査役の指揮命令の下で監査役監査に関する業務補佐等の職務を行っております。なお、当該使用人の取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の任免、人事評価、異動及び懲戒処分等については、予め監査役会の同意を要しております。会計監査に関しては、監査役は、監査法人から監査計画及び監査結果の報告を受け、相互の意見交換を図り、効率的かつ効果的な監査の実施に努めております。

常勤監査役の浜地利勝は、重要な会議である執行役員会議等への出席の他にも、当社における豊富な知識と経験を活用し、社内の情報を収集して監査役会や社外役員との協議等に供しており、監査役会や取締役会における意見の醸成に寄与しております。その他監査役会議長として、各部署や子会社への往査や、監査役会と社外役員で原則月1回開催する連携会議の中心的存在として意見形成を促進し、当社のガバナンスや内部統制の改善に貢献しております。

常勤監査役の池田鉄伸は、金融機関における長年の経験を通じ、財務・会計及び会社経営に関する豊富で幅広い見識を有しており、当社においては取締役会や執行役員会議に出席する他、常勤監査役として浜地と共に社内各部署や関係会社への往査を実施し、内部統制向上のための監査役意見の形成に貢献いたしました。また、19年度はガバナンス検討委員会に参加し、指名・報酬委員会及び取引モニタリング委員会の設置に貢献いたしました。

非常勤監査役の井上泉は、社外監査役として、株式会社東京証券取引所で定める独立役員であります。損害保険業界等における長年の経験を通じ、会社経営、事業活動に伴うリスク管理、コーポレート・ガバナンスに関する豊富で幅広い見識を有しており、取締役の職務執行に関し、取締役会で意見や助言を行うなど適切な監査を行う他、19年度はガバナンス検討委員会に参加し、指名・報酬委員会及び取引モニタリング委員会の設置に貢献いたしました。

#### ② 内部監査の状況

内部監査室には管理職等の使用人4名を配し、監査計画を策定し、当社及び当社グループ会社に対して、法令及び定款の遵守状況等について監査を行うなど、内部統制の充実を図る活動を実施しております。また、監査役に対して監査計画及び監査結果を定期的に報告する他、会計監査人とも、定期的な意見交換や、随時情報交換を行い、連携を深めております。内部統制に係る各部署は、内部統制システムに関する基本方針の定めに従い、これら監査の求めに応じて適時適切に報告することの他、自ら発見した事項についても適宜報告しております。

#### ③ 会計監査の状況

##### a. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

##### b. 継続監査期間

20年間

##### c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 藤間康司

指定有限責任社員 業務執行社員 根津美香

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士7名、その他11名であり、その他は公認会計士試験合格者、システム専門家等であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

監査役会は、監査役会が制定した監査役監査基準の中に「会計監査人の選任等の手続」を定める他、これに基づく「会計監査人の評価・選定に関する基準」を制定し、会計監査人の業務の遂行状況の他、監査体制、独立性、専門性等、会計監査人として適切であるかを確認することを方針として定めております。

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意により、会計監査人を解任します。

また、そのほか独立性及び専門性等の観点からして会計監査人に適正な監査を遂行する上で支障があると判断される場合には、監査役会は会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査人の評価については、監査役会は上記方針に基づく「会計監査人の評価・選定に関する基準」を制定して毎期検討しております。期初計画、期中、期末の会計監査結果を監査役会として聴取する他、社内で会計監査人と連携している部署からの意見を確認し、期末には当社を担当している会計監査チームとの面談を実施しております。

以上の結果に基づく監査役の意見を監査役会で協議し、当期の評価と共に次期の会計監査人に関して決議しております。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	31	—	32	3
連結子会社	6	—	6	—
計	37	—	38	3

当連結会計年度における提出会社に対する非監査業務の内容は、2021年4月1日より適用が開始される収益認識に関する会計基準等の導入に伴う助言及び情報提供業務を、EY新日本有限責任監査法人に委託しております。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬（a.を除く）

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

当連結会計年度、及び前連結会計年度におきましては、該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社では、監査公認会計士等の監査報酬を、監査計画、監査内容、監査に関する時間等を十分に考慮し、監査公認会計士等の独立性を保つため、監査役会による事前同意を受け、適切に決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画、前事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠等の他、同業他社における会計監査人への監査報酬調査結果を検討した結果、会計監査人の報酬等は相当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

#### (4) 【役員の報酬等】

##### ① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の取締役に対する2019年度の報酬は、「役割と責任に応じて設定する固定額の基本年俸」と、「当社の主要な業績目標と個人の成果に応じて額が決定される変動報酬」の2つの金銭報酬から構成されております。ただし、変動報酬は、執行役員を兼務する取締役を対象としたものであり、社外取締役は対象とせず基本年俸のみを支給しております。

監査役の報酬は、監査役の協議により金額を定める基本年俸のみであります。

当社の役員の報酬に関する株主総会の決議は、第59回定時株主総会（1982年6月30日）であり、その内容は、取締役の報酬限度額が月額30百万円、監査役の報酬限度額が月額5百万円であります。第59回定時株主総会が終了した時点の取締役の員数は15名、監査役の員数は2名であります。

当社は、2020年1月28日に取締役会の諮問機関として、委員の過半数を独立社外取締役で構成する任意の「指名・報酬委員会」を設置いたしました。当社の取締役報酬制度については、「指名・報酬委員会」で審議しております。取締役報酬制度は、前記の通り基本年俸と業績連動報酬で構成されており、各取締役の2019年度の業績に基づく業績連動報酬と2020年度の基本年俸について、「指名・報酬委員会」で審議し、同委員会にて確認した内容に基づいて取締役会で承認しております。

##### (業績連動報酬について)

当社は現在、当社の主要事業である車両生産に係わる当社及びモノづくり子会社4社、計5社の業績を連結したベースの営業利益、フリー・キャッシュフロー及び品質、コンプライアンス遵守状況等を指標として業績の社内管理を行っております。

業績連動報酬の算出についてもこれらの数値を用いており、当該項目は「将来にわたる企業基盤の確立の実現」を示す代表指標として選択したものであります。この他に個人の成果を図る指標として、個々の役割に応じて品質、生産性向上などの目標を設定しております。業績連動報酬の額は、執行役員としての役位ごとに設定されている支給率上限（取締役社長：当事業年度の基本年俸の40%、その他取締役：同30%）に当該目標の達成率を乗じて支給率を算出し、当事業年度の基本年俸に当事業年度の支給率を乗じて支給額を算定いたしました。

当事業年度における当該業績連動報酬に係る主な会社業績指標の目標、実績

会社業績指標	目標（億円）	実績（億円）	達成率（%）
営業利益	70	90	129
フリー・キャッシュフロー	△20	40	-

##### ② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	基本年俸及び2019年度変動報酬の合計額（百万円）(注)1	報酬等の種類別の総額（百万円）		対象となる役員の員数（名）
		基本年俸	2019年度変動報酬(注)2	
取締役 （社外取締役を除く）	116	92	24	4
監査役 （社外監査役を除く）	16	16	-	1
社外役員	45	45	-	6

(注) 1 基本年俸、及び2019年度の業績指標に連動する報酬として2020年度に支払う額の合計額を記載しております。

2 2019年度の業績指標に連動する報酬として2020年度に支払う額を記載しております。

##### ③ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

##### ④ 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、投資株式について、もっぱら株式の価値の変動または配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式（政策保有株式）に区分しております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

（保有方針）

当社は、地域社会貢献が期待でき、当社グループと地域社会の良好な関係を維持できると判断される場合、または、戦略的パートナーとして、取引の維持・発展を想定できると判断される場合に、顧客や取引先等からの出資要請を受けて株式を保有します。

（保有の合理性を検証する方法）

毎年、個別銘柄ごとに、地域貢献・取引の状況に加えて、投資先の経営方針、経営戦略、経営計画及び社会情勢等の保有リスクの有無について精査するなどの検証を行い、株式の保有継続の是非について、社長が確認しております。

（個別銘柄の保有の適否に関する検証の内容）

上記検証の結果、保有することの合理性が認められないと判断されるときは、売却致します。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
非上場株式	9	323
非上場株式以外の株式	—	—

（当事業年度において株式数が増加した銘柄）

該当事項はありません。

（当事業年度において株式数が減少した銘柄）

該当事項はありません。

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。